

※実務経験の詳細については各市町村の指定権者に問い合わせてください。
なお、守口市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、交野市、島本町については、大阪府へ問い合わせして下さい。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

別紙 1-①

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 次に示す第1号及び第2号の期間が通算して5年以上であること
- ② 第3号の期間が通算して8年以上であること
- ③ 第1号から第3号までの期間が通算して3年以上かつ第4号の期間が通算して5年以上であること

1号	次のアからキに掲げる者が、 <u>相談支援の業務</u> (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間	
ア	地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者	第2号と通算して5年以上
イ	児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者	
ウ	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
エ	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者	
オ	特別支援学校の従業者	
カ	病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有している者並びに第1号のアからオ及びキに掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る。)	第1号と通算して5年以上
キ	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
2号	次のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導任用資格者又は精神障がい者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 <u>直接支援の業務</u> (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間	
ア	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る従業者	第1号と通算して5年以上
イ	障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者	
ウ	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
エ	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者	
オ	特別支援学校の従業者	
カ	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
3号	第2号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <u>直接支援の業務</u> に従事した期間	年 通算 8 以上
4号	<u>第1号から第3号までの期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</u> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	以上 通算 3 年

※ ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとします。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。

※ 本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)」における実務経験を見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等については各指定担当部局にご確認下さい。